

# 消費者被害注意報

## マッチングアプリ や 出会い系サイトで 知り合った人からの 怪しい誘い にご注意！

インターネットを利用してパートナー探しを仲介する、マッチングアプリや出会い系サイトで知り合った相手がきっかけで、トラブルが発生したという相談が20代～70代まで幅広い年齢層から寄せられています。

**事例** マatchingアプリで知り合った相手とSNSでやりとりしているうち、好意を持つようになり、相手から「二人の将来に向けてお金を貯めよう。絶対に儲かるから。」と言われ、海外の投資サイトに暗号資産で投資するよう誘われて登録した。指示された方法で30万円分の暗号資産を送金後、サイトを確認すると3万円程の利益が出ていた。相手に「もっと儲けよう。」と誘われ、100万円分の暗号資産を送金したところで、相手と連絡が取れなくなり、出金もできなくなった。詐欺だと思うので返金してほしい。



消費者トラブル防止のために

- ◇ 詐欺行為に遭わないための対策として、出会い系サイトを利用する際は、規約などを事前に確認することが大切です。出会い系サイトは、面識のない相手への個人情報開示についての注意や、投資などの勧誘禁止など、独自の規約や安全ガイドを設けていることが多く、違反行為や疑わしい行為を持ち掛けてくる相手は避けた方が良いでしょう。
- ◇ 恋愛感情が邪魔をしてトラブルに巻き込まれていることを本人は気づきにくいものです。スマートフォンを見て慌てたりソワソワしている、スマートフォンを手放さない、など、急な行動の変化に気づいたら、家族や周囲の方から声をかけてみましょう。



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111